

農業委員会だより

先進地で担い手育成などを学ぶ

市農業委員は7月8日から10日までの3日間、担い手育成などに積極的に取り組んでいる広島県東広島市河内町小田地区の「農事組合法人ファーム・おだ」と安芸高田市吉田町可愛地区の「農事組合法人エーのー」を視察研修しました。

河内町は、広島県のほぼ中央に位置し、清流と緑豊かな山に囲まれた自然環境の良い地域で、当市と地域的環境が非常に似ている町です。

昭和60年代に県営ほ場整備事業が行われ、農作業の効率化を図るため営農組合を立ち上げましたが、高齢化の波や小学校の廃校、市町村合併などの地域諸問題が浮上し、平成15年自治組織「共和の郷・おだ」を設立。農家を対象としたアンケート結果で、担い手不足から農業ができなくなるという危機感から、17年11月、農事組合法人「ファーム・おだ」が誕生。構成農家数は128戸、

経営面積82haを管理、運営し、生産コストの低減、農作業の効率化に向けて、4haは水稻の疎植栽培に取り組んでいます。

幾多の危機をチャンスと捉えて、「自分たちの地域は自分たちで作る」というスローガンの下、組合員が一丸となって取り組んでいる姿に感銘しました。

また、吉田町は、広島県北部の平野部に広がる町で、戦国武将・毛利元就が生誕した「歴史の町」です。3年に県営ほ場整備事業に着手。翌年「21世紀型水田農業モデル促進事業」の採択を受け、整備後におけ

る農業経営の効率的な展開・担い手育成を図るため、3つの営農組合を組織し、採択要件の達成に向けて動き出しました。

水稻の基幹三作業を受託する中で転作面積の拡大や耕作の全面委託を希望する農家が増えてきました。そこで、農地の利用権設定による転作大豆の集団栽培を効率的に行うため、12年4月、3つの営農組合の活動を補完する連合組織として、4集落構成農家数127戸の農事組合法人「エーのー」が誕生。主要作物の水稻を35ha、大豆23haを管理、運営しています。

また、豆腐加工施設を同年に建設し、水稻とのブロックローテーションにより生産された年間8tの大豆を使い翌年3月から、6万丁の豆腐を市内の産直施設やAコープなどで販売しています。さらに14年、レストラン「エーのー・夢茶屋」をオープンし、年間1万丁弱の豆腐を使ったメイン料理がメニュー「サンフレッチェ広島」の選手たちにも広く利用され好評とのこと。

既存の流れに満足せず、新しいレールを敷こうとする試みこそが活路を切り開き、第一歩の踏み出しが人を呼び、そこに人の輪が生まれ、次に知恵が生み出されるということを「エーのー」から学びました。

(農業委員 小松 茂)



(上)力説する農事組合法人「ファーム・おだ」の吉弘昌昭代表理事(中)熱心に耳を傾ける農業委員(下)ローテーション大豆でレストラン経営に意欲を燃やす農事法人「エーのー」

遊休農地の実態を調査

21年度の農地パトロールの出発式は8月31日、和賀庁舎で行われました。関係者45人が出席。市内の遊休農地の実態把握を目的とし、これ以上増大させないように啓発活動を行うものです。高橋久悦会長からは「農地は食料生産の基盤であり、生活環境の保持、自然環境の維持など重要な役割を担っている。遊休農地の拡大を防止し、優良農地に導くためにも皆さんの活動と協力を」とあいさつがありました。



(上)農地パトロール出発式
(右)耕作放棄地の状況を確認する農業委員らパトロールメンバー(市内更木地内)

■審議データ

農地の権利移転・利用権設定審議内容

農地法	上段 審議件数 下段 面積(m ²)		
	6月	7月	8月
3条	9	9	9
	79,169	51,580	21,473
4条	3	1	2
	3,746	1,020	2,755
5条	12	7	7
	15,594	2,772	7,190
適用外 証明	2	1	1
	373	1,218	1,235
農用地 利用集積 計画	22	4	8
	206,659	21,194	66,178

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
- ◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

■これからの主な行事

- 10月21日(水) 農地部会
- 10月23日(金) 農政部会
- 11月20日(金) 農地部会
- 11月25日(水) 農政部会
- 12月17日(木) 農地・農政部会

お知らせ

◇農地法の一部改正

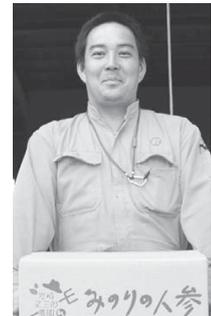
改正農地法が6月24日付けで公布され、半年以内に施行されます。

- ①法律の目的が、農地の所有から有効利用へ変更され、適正な利用が義務付けられます。
- ②優良農地を確保するため、農地転用の厳格化、違反転用に対する罰則強化などが図られます。
- ③農地の権利移動の規制が見直され、一定の条件を満たせば賃借権の要件が緩和されます。
- ④農地の利用集積を進めるための施策が推進されます。
- ⑤その他の主な改正事項
 - ア 農地を相続する場合は、農業委員会へ届出が必要となります。
 - イ 小作地所有制限などが廃止され、標準小作料も廃止されます。

賢治に憧れ就農



専用機でニンジン収穫中の八重樫さん



八重樫 一孝さん
(35歳・上野町)

せいぶ農産ダイレクト(株)八重樫一孝代表は愛媛県出身で、宮沢賢治に憧れ、岩手大学農学部に入學。その後、(有)西部開発農産で農業全般について、知識・技術を高めました。19年1月に現在の会社を設立。生産規模は露地野菜18畝、ハウス16棟を所有し、パートを含み30人雇用。生野菜を生産し、「岩崎又三郎農園」というブランド名で出荷しています。今後の方針は、農産物の安心・安全に取り組み、生産から販売までの流れを確立し、市場から信頼され、地域の活性化にもつながる産地づくりに貢献したいと話していました。まさに、銀河鉄道の列車が夢を積んでまっしぐらに進んでいる青年機関士の勇姿でした。

(農業委員 小松 茂)

なごやかに
家族経営協定締結家族
との意見交換会

農地パトロールは、同日から9月9日までの土日を除く8日間、復元可能と見込まれる市内の遊休農地約30畝を現地調査しました。

家族経営協定締結家族との意見交換会は8月19日、和賀庁舎で開催されました。協定締結家族の女性と締結見込みの女性、関係者30人が参加。高橋久悦会長のあいさつに続き、阿部実さん、秀子さん夫妻(花巻市上似内)が「家族経営協定でメリハリを」と題して講演を行いました。秀子さんは、普段気にしていなかった家事も農業と同じ労働と見てくれたし、家事の分担により、料理

や食器洗いも夫や息子が手伝ってくれていると話していました。参加者からは「締結したことで、より経営への参画意欲が喚起した」「両親が老いたので、自分がやらねばと考えている」など、たくさんの意見が出され、協定締結による農業経営参画への高まりが、後継者の確保・育成や経営力の強化につながることを再確認した一日でした。

(農業委員 菅原 信子)



女性を対象にした締結者の意見交換会